

区分			使用料						
			9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	
専 用 使 用	アリーナ	平日	円 8,700	円 11,600	円 14,500	円 20,300	円 26,100	円 34,800	
		土日祝	10,870	14,500	17,400	25,370	31,900	42,770	
	多目的ホール	平日	4,800	6,400	8,000	11,200	14,400	19,200	
		土日祝	6,000	8,000	9,600	14,000	17,600	23,600	
	柔道場	平日	3,450	4,600	5,750	8,050	10,350	13,800	
		土日祝	4,310	5,750	6,900	10,060	12,650	16,960	
	剣道場 1	平日	1,720	2,300	2,870	4,020	5,170	6,890	
		土日祝	2,150	2,870	3,450	5,020	6,320	8,470	
	剣道場 2	平日	1,720	2,300	2,870	4,020	5,170	6,890	
		土日祝	2,150	2,870	3,450	5,020	6,320	8,470	
	卓球室	平日	2,100	2,800	3,500	4,900	6,300	8,400	
		土日祝	2,620	3,500	4,200	6,120	7,700	10,320	
	会議室 1～4 1室	平日	970	1,300	1,620	2,270	2,920	3,890	
		土日祝	1,210	1,620	1,950	2,830	3,570	4,780	
	会議室 5～9 1室	平日	750	1,000	1,250	1,750	2,250	3,000	
		土日祝	930	1,250	1,500	2,180	2,750	3,680	
	キッズルーム	平日	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	4,800	
		土日祝	1,500	2,000	2,400	3,500	4,400	5,900	
	相談室	平日	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400	
		土日祝	750	1,000	1,200	1,750	2,200	2,950	
部 分 使 用	アリーナ	全面	ハンドボール等			2時間	3,400円		
		2分の1面	バスケット・テニス			2時間	1,700円		
		3分の1面	バレー			2時間	1,250円		
		10分の1面	バドミントン			2時間	400円		
	多目的ホール	全面	フットサル等			2時間	2,500円		
		2分の1面	バスケット・テニス・バレー			2時間	1,250円		
		6分の1面	バドミントン			2時間	400円		
	柔道場	全面	2時間					2,300円	
		2分の1面	2時間					1,150円	
	剣道場 1～2	1室 2時間					1,150円		
	卓球室	1面 2時間					400円		
	会議室 1～4	1室 2時間					650円		
	会議室 5～9	1室 2時間					500円		
相談室	2時間					400円			
個人使用	トレーニング室	1人 2時間					400円		

	種別	単位	使用料
設 備 使 用	照明設備（アリーナ全灯）	1 時間	400円
	空調設備（アリーナ観客席）	1 時間	3,500円
	空調設備（多目的ホール観客席）	1 時間	700円
	音響設備	1 時間	500円
	シャワー設備	1 回	100円
	健康管理設備	1 回	100円
	屋外用電気	占有面積 1 平方メートル当たり 1 時間	10円
	給排水設備	占有面積 1 平方メートル当たり 1 時間	10円
	仮設ステージ	1 回当たり一式	500円
	団体倉庫	1 平方メートル当たり 1 月	720円

備考

【共通】

使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含みます。

使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

市外に居住する者（市内に勤務する者及び市内の学校に在学する者を除く。）又は主たる事務所の所在地が市外であるものが使用するときの使用料は、2倍とします。

【専用使用】

入場料等を徴収するときの使用料は、1.5倍とします。

営利を目的として使用するときの使用料は、6倍とします。

規定の使用許可時間を超えて使用する場合の使用料は、割増となります。

【部分使用】

使用時間に 2 時間未満の時間があるときは、2 時間とみなします。

【設備使用】

使用時間に 1 時間未満の時間があるときは、1 時間とみなします。

【団体倉庫】

使用の期間に 1 月未満の端数がある場合は、1 月とみなします。

事前にスポーツ等団体登録が必要です。

総合体育館 使用料の減免について

・使用料減免の対象は以下のとおりです。原則として、市民体育館及びサン・アビリティーズおおむたと同様としています。

- (1) 市又は教育委員会が共催する行事に使用する場合 全額
- (2) 大牟田市体育協会、大牟田市スポーツ少年団、大牟田市スポーツ推進委員協議会、大牟田小学校体育部会又は大牟田市中学校体育連盟等が主催する行事に使用する場合 全額
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）による療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらと同様の状態にあると市長が認めた者が使用する場合 全額
- (4) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育上の目的として利用する場合 全額
- (5) 市又は教育委員会が後援する行事に使用する場合 半額
- (6) 大牟田市体育協会加盟団体又は市内の社会教育関係団体が主催し、又は主管する行事に使用する場合 半額
- (7) 大牟田市高等学校体育連合会が主催し、又は主管する行事に使用する場合 半額
- (8) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が定める額